

九州国際大学現代ビジネス学部主催 ハラール対応に関する第2回 公開シンポジウム

今後インバウンド観光客や外国人労働者がさらに増加することが予測され、日本のビジネス業界は、さまざまな食の禁忌（タブー）や礼拝の習慣などをもつ外国人に対応したサービスをすることが急務となっている。とりわけムスリム（イスラム教徒）の観光客や労働者は今後増加が予測されており、ムスリムのニーズについての理解とそれに応えるサービス提供が喫緊の課題となっている。

そこで九州国際大学現代ビジネス学部では、公開シンポジウム「日本のビジネス業界に求められているムスリム向け商品・サービスのあり方とは」を2020年10月7日（13:00-16:10）にZoom形式（ただし、学生は対面授業で受講）にて開催した。

同シンポジウムは、前年（2019年）6月20日に開催した公開シンポジウム「今、フードビジネス業界に求められているグローバル化～イスラム教徒のためのハラール対応のあり方とは～」に続く2回目の公開シンポジウムであり、九州国際大学が共催となり、福岡県、北九州市、在日インドネシア共和国大使館、九州・インドネシア友好協会から名義後援をいただいて開催した。

開会に際しては、九州国際大学 西川京子学長、インドネシア宗教省「ハラール製品保証機構（BPJPH）スコソ（Sukoso）理事長、インドネシアムスリム協会会長である東京大学准教授ムハンマド・アズィズ（Muhammad Aziz）氏の三人からご挨拶をいただいた。

シンポジウムは三部構成で、第一部では、株式会社A-Transglobal logistics Japan取締役の橋本哲史氏、そしてイスラミック・センター・ジャパン元理事で、現在、中央大学講師であるDr.サリーム・ラフマーン・ハーン（Salimur Rahman Khan）氏のお二人に基調講演をいただいた。第二部では、ハラール・ビーフ屠畜のパイオニアである萩原新一氏、株式会社わっはっは 営業部長の

仲田正一氏、ロイヤル株式会社 製造本部 本部長補佐木村太氏、一般社団法人ベジフード協会 代表理事 神田京子氏にそれぞれのハラール対応への取り組みについてご報告いただき、九州地域においてハラール対応への取り組みを進める上での課題などについて共に議論した。そして第三部では、地域のイスラム教徒の方々の声を聞かせていただいた。シンポジウムにご登壇くださった方々、ご参加くださった方々に、この場をお借りして深くお礼を申し上げたい。

以下は同シンポジウムの基調講演録であるが、橋本哲史氏の内容は、当日の報告内容を録音したものを文字に起こしたもので、Dr. サリーム・ラフマーン・ハーン氏の内容は、当日同氏からフルペーパーとしてお送り頂いたものを一部修正したものである。

（文責 大形 里美*）

* おおがたさとみ、九州国際大学現代ビジネス学部「北九州ムスリム・フレンドリー推進プロジェクト」事務局、ohgata@cb.kiu.ac.jp

日本企業によるムスリム向け商品開発三つの視点 —消費者・市場・コミュニケーション

橋本 哲史*

皆さん、こんにちは。橋本哲史と申します。

今日は非常に興味深いシンポジウムにお招きいただきまして、ありがとうございます。さきほど大形先生からもご紹介にあずかりましたとおり、私は基本的に純粋にビジネスマンをしております。ムスリムというわけではありませんので、今日はきわめて企業寄りのビジネス視点でのお話をさせていただきます。基本的に活動の拠点がマレーシアですので、マレーシア JAKIM（マレーシア政府ハラール認証機関）のハラールの考え方を勉強しています。主にマレーシアサイドの視点、あるいはインドネシアサイドの視点を大変強く持っておりますので、もしかしたら日本の皆さんにとりましては、少し違和感を、感じられるかもしれません。もしも私が変なことを言っておりましたら是非ご指摘ください。私もまだまだ勉強中ですので、よろしく願います。

まず最初に、なぜ今日こちらでお話をさせていただいているのかについて、私の自己紹介から始めさせていただきます。現在、私はマレーシアを起点に日本、インドネシア、そしてマレーシアの実業家の方々とビジネスをしております。

* 橋本哲史（はしもとたかふみ）氏

株式会社 A-Transglobal logistics Japan 取締役

マレーシアを起点に日本、インドネシア、マレーシア企業家と事業を行う。現在は、ハラール物流、ITアウトソーシング、東南アジアでの商品マーケティング、貿易事業等に係わる。2010年に日本高級果物のドバイ輸出事業に参加したことから、イスラム市場との係わりが始まる。その後、訪日ムスリムツアーの企画と現地営業、マレーシアハラール産業開発公社（HDC）での日本企業向けプレゼンテーション、日本と東南アジア間での「ビジネス・マッチング」及びマーケティング等を経験。ハラール産業知識はHDC主催のトレーニングで修得する。

す。ハラール物流とか、ITアウトソーシング、そしてインドネシアでは、今ITアウトソーシングの会社を運営しており、インドネシア、マレーシアでのデジタル・マーケティング、それから日本企業とイスラム市場の企業とのビジネス・マッチングなどに関わっております。

私が初めてムスリム消費者と関わったのは2010年でした。日本のある県の果物のマーケティングのために、実際にドバイに自分で果物を飛行機で持っていく、試食会やマーケット調査をしたことから、このイスラム市場との関わりができました。ドバイでの果物のマーケティングは、2011年の東日本大震災でストップしました。しかしながらその時の経験から、ある日本企業のマレーシア法人でのビジネス開発のチャンスを頂きました。そして、2014年あたりからクアラルンプールを拠点に活動しています。今までの大きなお仕事ですと、訪日ムスリム旅行に関する企画と現地営業、あるいはマレーシアのハラール・インダストリー・ディベロプメント・コーポレーション (Halal Industry Development Corporation) という政府公社において、日本企業向けのプレゼンなどに従事いたしました。このプレゼンをさせていただくにあたり、もう少し詳しく知識を得たいと考えて、参加者自身の宗教に関係なくハラール産業で働くスタッフにも受講が許されているトレーニングをマレーシアで受けて参りました。以上が私のハラールの知識の基礎になっています。

それでは早速本題に進みたいと思います。今日私が皆さんに話したいこととして三つの視点があります。一つはムスリム消費者の視点から、一つは市場の視点から、それからコミュニケーションの視点です。これはコミュニケーションを改善することによって、ムスリム向けサービスが可能であることをお話ししたいと思います。

先ほど申しましたとおり、私の場合、基本的にハラール産業従事者としての視点からのお話になりますので、皆さんのお考えとは少々違うことがあるかもしれません。ですからお気づきの点がありましたら、是非教えてください。私も教えていただかないと分かりませんので、よろしく願いいたします。

それでは早速最初的话题、ムスリム消費者の嗜好について少し検討したいと思います。ビジネスでお客様を理解するのはとても重要なことです。日本人の方に聞くと、「ムスリム消費者は難しいですね」、「豚を食べないのですよね」とか、「お酒を飲まないのですよね」ということを聞かれます。ムスリムというと中東の大金持ち、エキゾチックなあの白いターバンと白い服を着て、そんなイメージがあるようで、少々違う遠い存在の人達のようなイメージがあるかもしれません。私も最初はそんな感じでした。また私も知識もなく、初めてムスリム・インバウンド（ムスリム訪日旅行者）に関わりました。その時に「結局よくわからない」と感じたため、「実際彼らが日本にきたら何をしたいのか」という認識からスタートし、私の本格的なムスリムとの仕事が始まりました。

単純に聞いたところですね、「日本を訪れたときには、ラーメンや寿司、肉（和牛）を食べたい。ハラールであればね。」と言われました。またある時日本の大手旅行会社さんが、ハラール・ツアーの売り込みに来たのですが、「食事は全部認証取得店だ」って言われていましたが、どうも実態はインド料理店で晩御飯を食べるようでした。日本旅行に案内したムスリムのマレーシア人は「なんで日本まで行ってインド料理食べなきゃいけないのか、クアラルンプールでいくらでも美味しいインド料理食べられるのに」と言っておりました。

このような経験から、例えば旅行であれば美味しいものを食べたいし、安心安全なサービスを利用したい。当然楽しく旅行したいというのは、ムスリムも日本人消費者も結局変わらないことも実感として理解できました。その経験から、ビジネスにおいてハラールというのはムスリム商品の嗜好の一つとして理解をすることが可能なのだと捉えました。シンプルに考えることによってビジネスモデルが非常に組みやすくなったと考えております。

次に市場について考えてみたいと思います。これは以前私が日本のムスリム市場はこんな感じであると簡単にまとめた情報なのですが、私が考える日本のムスリム市場、ハラール市場には三つの特徴があります。一つ目は人口です。

これは公的統計がないのですが、過去の研究から約20万人と推定されています。これは私の実感値とも非常に合う感じで、おおよそ日本の総人口の0.16%しかありません。そして二つ目、モスクの数。新聞記事によると全国で105か所以上あるようで、ムスリムは全国に散らばって住んでいることがわかります。当然、都市には多いという特徴があります。そして三つ目、これが多分日本の一つの大きな特徴だと思うんですが、出身国が多様（多国籍）であるということです。例えばマレーシアであれば基本的に国内のムスリムの大多数はマレーシア人ですが、日本の場合は日本人ムスリムもマイノリティですし、さまざまな国のムスリムがいて、これが非常に重要な点だと思っております。

それからもう一つ、インバウンド市場というものがあります。今回のセミナーに参加させていただいて年間95万人のムスリム訪日客がいるという研究結果があることを知りました。ただ私自身はマレーシアで旅行業に従事している感覚からすると、本当に95万人ものムスリムが海外から訪れているのか疑問だ、という実感値もあります。私の個人的な印象としては、今のところ70-80万人程度だろうと考えてます。というのは、マレーシア発のツアーの場合、中華系の割合が非常に多いです、実際にお話をしてみても、中華系の数が非常に多くなっているのが実感です。このような数字を見て「ムスリム向けの市場は小さい」と、失望するようなこと言う人がいますが、この現状イコール決して「ビジネスチャンスがない」と意味ではありません。つまり市場にマッチしたビジネスモデルを採用する必要があることを表しているということだと思います。この点を勘違いしないでいただきたいと思います。

では日本国内向けのハラール市場なのですが、どのようなビジネスが考えられるか、ということで様々なことが言われてると思うのですが、今日はあえてこの視点に焦点を当てたいと思います。マレーシアでのハラール・トレーニングで一番最初に講師に言われたことがあります。それは、“Halal for Everyone（万人のためのハラール）”です。つまり「ハラールというのは、ムスリムだ

けのものではない。全世界の人類にとって良いことである。」と言われました。先ほど福岡のマスジド（イスラム寺院）の方も言われておられましたが、ハラールの概念は、社会にとって良い、健全で正しいという概念を包含しています。ということは、すなわちハラールの食品、ハラールの製品のほとんどは食品なのですが、美味しく、栄養価が高く、清潔で健康に良い食品ということです。こう考えると、要するに「皆にとって良いこと」ということになりますので、ムスリム人口比率の低い日本では、対象ユーザーを日本人に広げることで、ビジネスの継続性が高まるわけです。そして日本に住むムスリムの皆さんのQOL（Quality of Life：生活の質）も上がります。参入した事業者の事業継続性も高まることを考慮すると、もう少し日本人もターゲットにしたハラール・ビジネスを考えた方が良いのではないかと、よくお話しさせていただいております。

ここでより広くわかりやすい事例をお見せしようと思います。最初の事例は、「マレーシア人もびっくり」とありますが、マレーシアやインドネシアではなじみがあるかと思いますが、マレーシア式のメロンパンだと思ってください。このパンは、実はマレーシアのJAKIM認証がついています。しかし日本で売る際には、ハラールであることは一切表に出しませんでした。なぜかと申しますと、マレーシアのハラール水準を保てないからです。要するにムスリムのアルバイトもない、ハラール対応の社員教育もできないという中で、ハラールであることを挙げないことにしました。さらにもうひとつの理由はその商品特性です。お店の特性などを考慮すると、日本人をターゲットにしないと、この店は潰れてしまうとわかりました。ですので、私たちはハラールであることを大々的に喧伝しませんでした。しかしムスリム向けには知り合いのFacebookを通じて宣伝をしました。実際このお店を運営した結果が、次のこのビデオで明らかですので、皆さんがご自分の目でご確認いただき、ご判断してください。

開店後の三日間がこんな大行列の状態になっておりました。非常に多くの日

本人の方々にご利用いただくことができました。

もう一つの例としてバクテー（肉骨茶）を挙げたいと思います。皆さん、肉骨茶をご存じでしょうか。マレーシアン・チャイニーズ（中国系マレーシア人）料理です。マレーシアのチャイニーズの薬膳料理で、基本的に薬草と骨の煮込み料理です。現在は骨付き肉や肉団子を使用してます。豚肉も使っていますので、ハラールではありません。しかし、このマレーシアの華人系ムスリムのお店に行きますと、鶏肉を使った鶏骨茶（チクテー）を出しています。私はこのお店のサポートをさせていただいています。これについて、マレーシアでUUM（Universiti Utara Malaysia: ウタラ・マレーシア大学）の大学教授と少々話をしたのですが、「マレーシアではこんなコンセプトのビジネスは思いつきません。日本ならではのハラール・ビジネスですよ。ハラール製品を使ったビジネスでハラール認証製品の使用方法は、エンドユーザーに委ねられます。つまりハラール認証のスコープ（範囲）の中には、エンドユーザーの使用方法が含まれていません。従ってハラールでないお店でハラール認証の商品を使用したとしても全く問題がないですし、日本という社会を考えると、この方法がとても良い方法だろう。」というアドバイスをいただきました。

日本国内でこれからハラール・ビジネスを始めたいとお考えの方には、日本の消費者までを対象にしたようなビジネスも考えてもらおうと面白いかなと思います。日本の消費者は非常に経験豊かですので、美味しければ必ず来てくれます。あるいは商品が良ければ、その価値にお金を払えるユーザーです。日本人消費者に販路を広げることによって、ハラール・ビジネスがよりうまくいくのではないかと思います。

次にインバウンドについて考えてみたいと思います。実際に私たちがツアー企画をした時には、マーケティングでは定番のロジャースのイノベーター理論から整理して話していました。どういう意味かと申しますと、要するに今日本に来られているムスリムの多くは、基本的には海外勤務や留学経験がある方々、富裕層の方々や、バックパッカーなどが多いでしょう。マレーシアでは

こうした旅行者は、富裕層から中間層の上位に移ってきていますので、この次のターゲットは中間層だろうと考えます。このアーリー・マジョリティ（Early Majority：前期追随者）とレイト・マジョリティ（Late Majority：後期追随者）が私たちのターゲットであるので、ここに絞らなければと思っております。おそらく日本が100%ハラール対応になったとしても、（食事の心配があるので）日本には来ない人は必ず残ると考えています。

今はちょうどこのアーリー・マジョリティが優勢ですので、これから2030年の政府目標6000万人の訪日旅行者と考えられるレイト・マジョリティ（後期追随者）にターゲットを合わせていくべきだと思っております。

今回コロナ禍のためにインバウンドがかなり止まってしまいましたが、このようなインバウンド客をターゲットにした方針が考えられます。また日本に限って言えば、インドネシアの経済発展により中間層がさらに拡大すると予想されますので、その方たちが日本に旅行に来てくださると期待しております。

実際に私がムスリムツアーを実施したときに経験したことをお話しさせていただこうと思います。ムスリムインバウンドの誘致で一番重要なのは、現地への確実な情報提供だと感じています。なぜかと言いますと、訪日ムスリムツアーを販売している旅行代理店の方に聞いても、日本ツアーは売れない、難しいと言う。なぜかと言うと日本のことを知らないのです、話（セールストーク）ができないのです。ですからクロージング（契約を結ぶこと）ができないのです。意外に思い「日本の旅行サイトなどいくらでもあるじゃないですか。例えば英語サイトなどから情報取ればどうですか。」と伝えたのですが、「（日本に）訪日ツアーの問い合わせしても返事くれないんだよね」との答えでした。

もう一点は、旅行会社側としてはツアーを組めないと販売できないため、もっとツアーを組む助けとなる情報が欲しいとの要望がありました。特に日程やアトラクションなどが課題です。例えば京都や東京、大阪のように一箇所ですべての日程をまかなえるような場所は多くありません。九州であれば、九州全域など、あるいは下関、広島などのような場所と組み合わせて、全ての旅行日

程を満たせるような集客できれば良いのではないかと思います。

それから旅行形態の違いです。まだまだマレーシアやインドネシアなど東南アジアからの旅行は、特に家族旅行や職場旅行などのグループ旅行が多いです。から、例えばアニメなど若者向きのアトラクションに限るわけにはまいりません。おじいちゃん、おばあちゃんでも楽しめるようなバラエティに富んだコンテンツを出していないと、なかなか訪日旅行客を引きつけるのは難しいかと思えます。また販売方法の違いもあります。やはりまだまだ地域密着型の旅行代理店や、ツアー・リーダーと呼ばれる個人の方が、旅行客を握っていますので、こういう方たちに伝わらないとなかなか厳しいと思えます。従ってこのようなツアー・リーダーや意思決定権者にいかに情報を届けることができるかが、ムスリム・インバウンドの成功の鍵となるのではと思っております。

では私に関わった事例をご紹介させていただきます。少し前のことですが、関東のある地方自治体と協力しまして、インドネシアとマレーシアから実際に顧客と直接連絡を取り顧客から問い合わせをもらえるような、ツアー・リーダー20名様を招待しました。かれらは日本に到着してすぐにFacebookなどのSNSに写真を上げ始めるわけです。成田空港や羽田空港の写真、バスの写真などを即座に上げるなど、そんなことを即座に始めていました。私自身とても驚いたのですが、もうツアー・リーダーが到着した翌日には、本国の顧客から問い合わせが入り、「今どこにいるの」、「俺もそこに行きたいのだけれど」、「私も家族で行きたいと思ってるのだけれど」など、そのツアーのバス旅行中にどんどん入ってくるのです。このようなことを目の当たりにして、ツアー・リーダーに実際に日本旅行を体験していただくのは、非常に重要なことなのだと感じました。つまり何よりも現地の方々に確実に情報が届いてるのです。

この結果、ツアー・リーダー招待ツアーの3ヶ月後には最初のツアーが組まれました。そして現在では東京近郊ということもありますが、訪日ツアーの定番商品の中に組み込まれる訪問先（Destination）となっています。この自治体は、それまで国内発信のインバウンド・メディアにプロモーション記事を出し

ていたようなのですが、ほとんど反響がなかったということで、今回の早い反応に非常に驚かれています。こんな経験からインバウンド・プロモーションは継続的な誘客に注力、集中すべきなのではないかと思っています。何と言っても海外からのお客様に来ていただければ、訪日先の地元社会でも、ムスリムの方々も自分たちのお客さんになり得るのだ、という認識が生まれます。そして一度訪日客を受け入れる機会があると、自然と何とかしててなす努力をしようという機運が生まれます。例えば「うちのレストランで食べてもらえないか」など様々なアイデアが出て、事業者も「うちも設備投資して新しいレストラン作ろう」さらに「ホテルにムスリム客用の祈りの場 (Prayer Room) も作ろう」など、設備投資が促進される可能性があります。もっと観光業界、ビジネス界、自治体の皆さんは、継続的な集客に繋がるようなプロモーションをすれば良いのではないかと思います。

次に海外のハラール市場に目を向けてみましょう。国内のハラール市場関係者の間では、世界のハラール市場について、よく次の二点が指摘されています。第一にムスリム人口の大きさです。2050年には全世界の三人に一人がムスリム人口になると予測されます。これはもう何年も前から大きなビジネスチャンスであることが、話題になっています。第二にハラール市場のポテンシャルです。これは少々古い資料なのですが、ハラール市場は概算で250兆円以上の規模があり、非常に大きな市場です。

以上の二つの数字に加えて、日本企業にとって有利な点があります。これまで日本企業はハラール商品市場に本格的に参入していません。ご存じのとおり、世界中どこに行っても日本製品や日本食は大変な人気を博しています。ですから日本企業にとってハラール市場は、まだブルーオーシャン（競争相手不在の未開拓の市場）であるという認識に基づいて、日本製品にハラール認証をつけてを売ろうという見方と取り組みがありました。

私も最初はそうかなと思っていましたが、実際マレーシアで少々異なる重要な視点到気づきました。ハラール食品に対するムスリム消費者の需要について

のデータをご覧ください。これも少々古い数字ではありますが、ハラール食品の需要は、金額ベースで約75兆円があり、それに対してハラールであるという確証のある商品の供給は十分ではありません。マレーシアの専門家が主張していたことですが、ハラール食品という視点から見ると「食の安全 (Food Security)」が脅かされている状況にあるということです。当初、私もこの点をまったく理解できておりませんでした。実際にマーケットを見て理解できるようになりました。要するに今の世界のハラール市場では、今飢えている人こそいませんが、ハラール食品として絶対安全であるという確信をもって食べる人は、実はあまり多くないという状況です。

従って、単にハラール認証があるからといって売れるわけではありません。すでにハラール市場ではきちんと商品供給がなされていますから、このハラールだと確信して消費できる食品あるいは安全性が担保された製品を提供することが、今後のハラール市場の攻略法のひとつなのではないでしょうか。ここが注目すべきポイントだと思います。ここから考えていくと、日本企業はどのように動くと、世界のハラール市場で活躍できるかを考えることができます。しかし日本の皆さんと話していると、日本の製品を作って売りましょう、またはマーケティングをどうするかという方向で考える方が多いのです。

そこで、ここでは敢えて別の視点を皆さんに投げかけたいと思います。それは既存製品の「ハラール認証取得製品化支援」です。これはどういう意味かと申しますと、例えば現在、世界最大のハラール食品製造企業は、ネスレ・マレーシア (Nestlé Malaysia) なのです。つまり既に多国籍企業が、ハラール市場を担っているということです。イスラム系の企業だけが関わっているわけではありません。ですからそこに日本企業が参入しても全く問題はありません。そしてもう一つ、今イスラム教国の多くが経済成長を遂げてきたことから、美味しい食品、原材料の栄養価や衛生面が保証されている食品など、様々な商品の需要が高まっています。このような製品開発支援の分野に参入すると、日本企業が大きな役割を果たせるのではないのでしょうか。日本企業は何が得意かと

考えますと、マレーシアやインドネシアの企業と比較すると例えば品質管理、店舗管理、サービス運営、商品構成力の側面が圧倒的に強いです。従って、あえて日本から商品を輸出することにこだわらずに、コンサルティングやパテントなどの共同事業などによって、プロフィット・シェア（Profit share：利益分配）をしながら進出する方式が、今後のカギとなるかと思います。

実は次の二つの理由から、日本企業のハラール市場への進出に期待しています。一つ目は、日本からの輸出は地元経済に貢献します。二つ目は、地元はより付加価値の商品を自分たちで製造できることをより望んでおり、日本企業は技術協力という形で貢献できることです。ムスリム諸国側から見ると、日本製品の輸出というのは彼らの利益を単に日本企業の利益に転化しただけという認識なのです。輸入されれば販売店ができますので、そこで雇用も生まれます。それ自体は当然良いことでもあります。それよりも、ムスリム諸国でハラール事業をされておられる方々は、自分たちで稼ぐ力をつけたいと望んでいるのです。

このハラール製品のハラール性の担保には二つの方法があります。「ハラール認証」と「コミュニケーション」を利用する方法です。この二つの方法は、ビジネス視点から見て優劣があるわけではないことを、覚えておいていただきたいです。

皆さん、ハラール認証に関して非常に誤解が多いです。これは特に日本人の間で目立ちます。そのため是非正しく理解してほしいと思っております。JAKIMのハラール認証は世界で最初に始まった制度です。1974年にマレーシアで国内消費者向けに認証を発行しました。さらに1994年にご承知のこのマークが発行され、続いて1998年から科学的検査が開始されました。2009年以降は、ハラール認証をJAKIMのみが発行しています。そして各国がこの制度をベンチマークとしています。この特徴ですが、大きく分けていくつかあります。ひとつには宗教、産業と学問の世界がこのハラール認証システムをサポートしています。もう一つは、この認証というのは「産業規格」であり、決

して宗教ではありません。産業規格として制定され、公開されています。そして実際の運用は、基本的に文書によるエビデンスに基づき、認証—審査—監査の全てが行われています。おそらくこれが全てしっかりしてないと、グローバル・スタンダードとしては、認められないのだらうと思います。つまり科学性、透明性そして持続性が担保されないと厳しいでしょう。

翻って日本の状況はどうかと申しますと、さきほど話が出ていましたが、日本人は基本的になかなかイスラム教徒と知り合いになれません。そのため、どうしても自分が個人的に知っている限られたイスラム教徒の状況を見て判断しがちです。つまり、知り合ったムスリムの出身地の生活習慣を包含した物を、ハラール全体の特徴として理解してしまいがちです。そのため、知り合ったムスリムがインドネシア人であればインドネシアの、マレーシア人であればマレーシアの、日本人であれば日本のハラールの状況からハラール産業全体を見てしまいます。そういう部分を認識した上で、ハラール認証などについて、しっかりと考えていただきたいと考えております。

実際に私がコミュニケーションによってハラールを担保した際はこんな感じでした。マレーシア人に聞いたところ、「日本のハラール認証は信用できません。こんな認証マークは見たことないですし、日本は豚肉と酒の国だから」と言われました。そうであれば、日本に旅行した時に、どのようにレストランを選ぶのかと聞いたところ、次のような回答が得られました。「店長さんがムスリムであれば、あるいは店員さんがムスリムであれば、また今までの食経験から判断してお皿の上に豚肉が乗っていないと判断できた場合に、食べて良い」との意見でした。実際に私も似たような方法で、レストランにハラール対応ができるかどうかを訊ねて、一緒にメニューを考え、それをお客さんに伝え、再度現地でも説明するという方法を採用し、実際に普通の居酒屋や駅前にある日本料理屋などにご案内して、これまで概ね大きな問題はありませんでした。

このようにコミュニケーションを充実させることで、適切なハラール対応が可能になります。特にローカル系、つまり地方や地元でのビジネスをされてお

られる方は、このあたりを参考にしていただければ幸いです。

だいぶ端折ってしまいましたが、時間も参りましたので、ここで終わらせて
いただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

イスラームにおけるハラールとハラーム 日本におけるハラール認証制度の現状と課題

サリーム・ラフマーン・ハーン博士*

（日本語翻訳：イマーン 深瀬晶子）

2020年10月7日

بِسْمِ اللَّهِ الرَّحْمَنِ الرَّحِيمِ

慈悲あまねく慈悲深きアッラーの御名において

アッラーの御慈悲と祝福があなた方の上にありますように。

まず、この度、この講義を行う機会を与えて下さいました九州国際大学現代ビジネス学部部長の野村政修教授と現代ビジネス学部「北九州ムスリム・フレンドリー推進プロジェクト」事務局大形里美教授に心より感謝申し上げます。

本日のトピックである「イスラームにおけるハラールとハラーム、日本におけるハラール認証制度の現状と課題」を始める前に、日本の慣習と伝統はイスラームの教えは非常に近いと申し上げたいと思います。これは多くのイスラーム学者が言っております。例えば、清潔さ、時間の重要性、契約の履行、社会における親や年長者への敬意、若者への優しさ、仕事の誠実さ、バランスのとれた食事、食後の食器を綺麗にすること、座って食事をすることや水を飲むこ

* Dr.Salim Rahman Han (サリーム・ラフマーン・ハーン) 氏 (1956年インド生)

イスラミック・センター・ジャパン元理事。現在、中央大学講師、ナドワ・イスラミック・エデュケーション・センター・ジャパン代表理事、ルーヤトゥ・ヒラール（新月）コミュニティ・ジャパン代表理事。聖クルアーンを全て暗記されているハーフィズで、イスラーム法学・布教学で修士号、論文「日本のイスラーム文化」でインド国立ラクナウ大学から博士号取得後、1982年 東京のアラブ・イスラーム学院講師として来日。国内外のハラール認証事情に精通し、これまでに数多くの国際会議やシンポジウムでの講演経験がある。

と、夜早く寝て朝早く起きるなどです。

1982年、私が来日して、日本語学校で最初に学んだ文は「夜は早くねる。朝は早く起きる。」「こんにちは」とお互いに挨拶する、でした。また、日本語とアラビア語では、「肩」が「カタフ (kataf)」、「あなた」が「アンタ (anta)」などの類似語が多いことがわかります。

-
- (swt) は (全ての賞賛は万有の主にあり) の意味の省訳。
 - (saws) とは (彼にアッラーからの祝福と平安あれ) の意味の省訳。
 - (ra) とは (彼もしくは彼女に平安あれ) の意味の省訳。

イスラームに関する重要な知識：

- イスラームは全知全能なるアッラーからの最後の宗教です。
- アッラー：唯一なる神。
- ムハンマド (saws) はアッラー (swt) のしもべであり、かれの最後の使徒であり預言者である。
- 聖クルアーンはアッラーからの啓典であること。
- スンナとはムハンマド (saws) から教えられた言葉、行動、受け入れ方である。

イスラームの5柱：

預言者ムハンマド (saws) は言われた：

عَنْ ابْنِ عُمَرَ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُمَا قَالَ: قَالَ رَسُولُ اللَّهِ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ: "بُنِيَ الْإِسْلَامُ عَلَى خَمْسٍ: شَهَادَةِ أَنْ لَا إِلَهَ إِلَّا اللَّهُ، وَأَنَّ مُحَمَّدًا رَسُولُ اللَّهِ، وَإِقَامِ الصَّلَاةِ، وَإِيتَاءِ الزَّكَاةِ، وَالْحَجِّ، وَصَوْمِ رَمَضَانَ".

1. (صَحِيحُ الْبُخَارِيِّ: ٨).

イブン・ウマル (ra) は伝えている。アッラーのみ使い

(saws) が言われた：「イスラームは (次の) 5 つの (柱) に基づいている：

アッラー以外に神はなく、ムハンマドはアッラーのみ使いであることを証言する。礼拝をする。ザカート（義務的な喜捨）を払うこと。巡礼をすること（マッカへの巡礼）。ラマダーン月の1か月間を断食することである。」（サヒーフ・アルブハーリー：8）

日本におけるムスリム（イスラーム教徒）とハラール：

日本では1987年以降、ムスリムの数が増加したため、ハラール肉の需要が増加しました。その結果、ムスリムは日本各地に小さなハラール食品店を始めました。

1982年に来日以来、私はこの分野に携わり、イスラームにおけるハラールについて教えてきました。

ハラールとハラームの意味：

- ハラールとは、すべての合法的なもの、信念、行為、人、食べ物、飲み物を意味します。
- ハラームとは、違法なもの、信念、行為、人、食べ物、飲み物を意味します。

アッラー（swt）は私たちにアッタイーバート（純粹で清潔なもの）を食べるように命じました。そして、私たちにアルハバーイス（有害で不潔なもの）を禁止しました。ハラールの食べ物や飲み物は健康的で、すべての人にとって良いものであり、ハラームのものはすべての人に有害です。

たとえば、アッラー（swt）は聖クルアーンで、取引はハラールで、利息はハラームであると仰った。

... وَأَحَلَّ اللَّهُ الْبَيْعَ وَحَرَّمَ الرِّبَا... ﴿٢٧٥﴾. (سُورَةُ الْبَقَرَةِ: ٢، آيَةُ: ٢٧٥).

「…しかしアッラーは、商売を許し、利息(高利)を禁じておられる。…」(2: 275)

アッラー (swt) がアッタイーバート(純粹で清潔なもの)をハラールとして作ってくださった。

アッラー (swt) は聖クルアーンで仰った。:

"يَا أَيُّهَا الَّذِينَ آمَنُوا كُلُوا مِن طَيِّبَاتِ مَا رَزَقْنَاكُمْ وَاشْكُرُوا لِلَّهِ إِن كُنتُمْ إِيَّاهُ تَعْبُدُونَ ﴿١٧٢﴾".
(سُورَةُ الْبَقَرَةِ: ٢، آيَةُ: ١٧٢).

「信仰する者よ、われがあなたがたに与えた良いものを食べなさい。そしてアッラーに感謝しなさい。もしあなたがたが本当に、かれに仕えるのであるならば。」(2: 172)

アッラー (swt) は聖クルアーンで仰った。:

"...وَجِلُّ لَهُمُ الطَّيِّبَاتِ وَمُحْرَمٌ عَلَيْهُمُ الْحَبَائِثُ... ﴿١٥٧﴾". (سُورَةُ الْأَعْرَافِ: ٧، آيَةُ: ١٥٧).

「…かれは正義をかれらに命じ、邪悪をかれらに禁じる。また一切の善い(清い)ものを合法[ハラール]となし、悪い(汚れた)ものを禁忌[ハラーム]とする…。」(7: 157)

日本におけるハラールの現状:

- 世界と日本において「ハラール」という用語を使用すること。
- 日本は世界のムスリム人口である約18億人の視線を引き付け始めています。そして、世界のムスリム人口の増加はハラール産業の発展のためのユニークな機会を生み出しています。
- ハラールのコンセプトは、食品の生産と消費だけでなく、医薬品、化粧品、衣料品、観光などにまで及んでいるため、日本のビジネス界では今や話題と

なっています。

- ハラル認証は1980年に日本で最初に導入され、1987年にはイスラーム諸国から多くの外国人労働者が来日しました。
- さらに、オリンピックが来年2021年に日本で開催されます。
- ムスリムの観光客は、特にインドネシアやマレーシアなどの東南アジア諸国から増加しています。日本では、総称してハラル・ブームと呼ばれています。ハラル・ブームは、礼拝室、ハラル・レストラン、ムスリムに優しいホテルや公共エリアなどの施設の設立につながりました。

日本に住むムスリムの数は限られており、日本の食品会社の多くは、費用と手続きが厳しいことから、日本でハラルの製品を生産することを検討していません。また、現在日本で販売されているほとんどの製品には、何らかの形で豚肉やアルコールが含まれているのも事実です。これは、日本でハラル製品を消費したいイスラーム教徒にとって大きな制限となっています。しかし、一方で、この制限により、イスラーム教徒のコミュニティ、外国人のイスラーム教徒の学生、イスラーム教徒の訪問者などからなる、日本のハラル食品の巨大な市場が生まれました。これが日本でハラルがますます重要になっている理由かもしれません。

- 日本の企業は、ハラル食品などをイスラーム諸国に輸出することで優位に立つことが可能です。

日本で直面する問題：

- 日本社会が宗教への関心が薄いこと。
- イスラームの否定的なイメージ。
- ムスリムとハラルへの理解が限られている。
- ハラル認証のさまざまな基準。
- 偽のハラル・マーク。

世界におけるハラール認証機関：

ハラール認証は、様々なイスラミック・センターやイスラーム組織を通じて、60か国以上で発行されています。

ハラール認証機関は、製品を認証し、ハラール検査に提出されたすべての製品が、ムスリムにとってイスラームの基準に従ってハラールの要件を確実に満たす役割を果たします。ハラール認証とは、食品プロセスの検査を指します（準備する物や事柄や手順、動物の飼料、使用する原材料、と畜プロセスにおけると畜直前のスタンガン使用の有無、洗浄および取り扱い、加工および保管、包装、物流など）。

ハラール製品は、ハラール認証機関による厳格かつ徹底的な審査を受けているため、食品が健全で衛生的であることが保証されています。製品がハラール検査に合格した場合、生産者にはハラール証明書と、製品のパッケージにハラールマークを付ける権利が与えられます。ハラールマークが付いた製品は世界中のムスリムが消費するのに適していることを証明する認証システムです。

日本では、ハラール認証機関は次の3つのカテゴリーに分類されます。イスラーム宗教団体、非営利団体、そしてその他の組織です。ただし、イスラーム協力機構（OIC）に傘下する世界の57のイスラーム国の中には、先に気絶させてからと畜を行う国がいくつかあり、肉はハラールと見なされています。たとえば、日本がマレーシアとインドネシアに肉を輸出する場合、と畜場では通常、と畜プロセスの前に動物を失神状態にします。しかし、アラビア諸国に肉が輸出される動物には事前のスタンガンの適用は許されません。

ハラール認証を必要とするイスラーム諸国に製品を輸出したい日本企業は、様々な国からハラール認証を取得するのに苦勞しています。日本の製品を異なるイスラーム諸国に輸出するには異なる認証が必要であるため、ハラール認証の問題は、日本がムスリム市場に参入するための大きな課題の1つであると結

論付けることができます。

合法的な動物肉のみを食べることができます：

アッラー（swt）は合法的な動物の肉しか食べられないことを私たちに仰った。：

"لِيَشْهَدُوا مَنَافِعَ هُنَّ وَيَذْكُرُوا اسْمَ اللَّهِ فِي أَيَّامٍ مَّعْلُومَاتٍ عَلَىٰ مَا رَزَقَهُمْ مِّن بَهِيمَةِ الْأَنْعَامِ ۖ فَكُلُوا مِنْهَا وَأَطْعِمُوا الْبَائِسَ الْفَقِيرَ ﴿٢٨﴾". (سُورَةُ الْحَجِّ: ٢٢، آيَةُ: ٢٨).

「それは自らの（現世と来世の）御利益に参加し、また定められた日の間、かれがかれらに与えられた（犠牲の）家畜の上にアッラーの御名を唱え、それから『あなたがたはそれを食べ、また困窮している者にも食べさせなさい。』」（22：28）

アッラー（swt）は聖クルアーンで仰った。：

"وَلِكُلِّ أُمَّةٍ جَعَلْنَا مَنْسَكًا لِّيَذْكُرُوا اسْمَ اللَّهِ عَلَىٰ مَا رَزَقَهُمْ مِّن بَهِيمَةِ الْأَنْعَامِ ۖ فَإِنَّكُمْ إِلَهُ وَاحِدٌ فَلَهُ أَسْلِمُوا ۖ وَبَشِّرِ الْمُحْسِنِينَ ﴿٣٤﴾". (سُورَةُ الْحَجِّ: ٢٢، آيَةُ: ٣٤).

「われは凡てウンマの（供儀の）儀式を定めた。かれが授けられる4つ足の家畜の上に、アッラーの御名を唱えなさい。本当にあなたがたの神は、唯一の神であられる。だからかれに服従、帰依しなさい。あなたは、謙虚な者たちに吉報を伝えなさい。」（22：34）

アッラー（swt）は聖クルアーンで仰った。：

"وَمَا لَكُمْ أَلَّا تَأْكُلُوا مِمَّا ذُكِّرَ اسْمُ اللَّهِ عَلَيْهِ... ﴿١١٩﴾". (سُورَةُ الْأَنْعَامِ: ٦، آيَةُ: ١١٩).

「あなたがたは、アッラーの御名が唱えられたものを、どうして食べないのか…。」（6：119）

ムスリムにとってのハラール製品の例：

1. 牛、羊、山羊、鹿、ラクダ、ニワトリ、アヒル、その他多くの選択された動物や鳥など、合法的な動物の肉を食べることは許可されていますが、イスラーム法に従ってと畜されなければなりません。
2. 合法的な動物の乳や製品やイスラーム法に従ってと畜された牛、羊、山羊、ラクダなどの脂肪。
3. いかなるハラームの原材料も含有しない豆腐や海苔を含むすべての新鮮または冷凍された野菜。
4. すべてのフレッシュフルーツまたはドライフルーツ。
5. 魚（と畜は不要）。
6. 中毒性のない植物。
7. ピーナッツ、カシューナッツ、ヘーゼルナッツ、クルミなどの豆やナッツ。
8. 小麦、米、ライ麦、大麦、オート麦、大豆などの穀物。
9. イスラームには何千ものハラール・アイテムがあり、はるかに少ないハラーム・アイテムがあります。

有害であるため、ハラーム（違法なもの）を食べないでください：

アッラー（swt）は聖クルアーンで仰った。：

"حُرِّمَتْ عَلَيْكُمُ الْمَيْتَةُ وَالِدَمُّ وَالْحُنْزِيرُ وَمَا أَهَلَ لِعَجْرِ اللَّهِ بِهِ وَالْمُنْخَنِقَةُ وَالْمُتَفَوِّدَةُ وَالْمُتَرَدِّيَةُ
وَالنَّطِیْحَةُ وَمَا أَكَلَ السَّبُعُ إِلَّا مَا ذَكَّيْتُمْ وَمَا ذُبِحَ عَلَى النُّصُبِ وَأَنْ تَسْتَقْسِمُوا بِالْأَزْلَامِ ۚ ذَٰلِكُمْ
فِسْقٌ ۚ... ﴿٢﴾". (سُورَةُ الْمَائِدَةِ: ٥، آيَةُ: ٣).

「あなたがたに禁じられたものは、死肉、(流れる)血、豚肉、アッラー以外の名を唱え(殺され)たもの、絞め殺されたもの、打ち殺されたもの、墜死したもの、角で突き殺されたもの、野獣が食い残したもの、(ただしこの種のも

のでも) あなたがたがその止めを刺したものは別である。また石壇に犠牲とされたもの、籤で分配されたものである。これらは忌まわしいものである…。」
(5 : 3)

預言者ムハンマド (saws) がこの件について言っていること：

預言者ムハンマド (saws) は言われた：

عَنِ النَّعْمَانِ بْنِ بَشِيرٍ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُ قَالَ: قَالَ النَّبِيُّ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ: "الْحَلَالُ بَيْنَ، وَالْحَرَامُ بَيْنَ وَبَيْنَهُمَا أُمُورٌ مُشْتَبِهَةٌ، فَمَنْ تَرَكَ مَا شُبِّهَ عَلَيْهِ مِنَ الْإِثْمِ كَانَ لِمَا اسْتَبَانَ أَتَرَكَ، وَمَنْ اجْتَرَأَ عَلَى مَا يَشْكُ فِيهِ مِنَ الْإِثْمِ أَوْشَكَ أَنْ يُوَاقِعَ مَا اسْتَبَانَ، وَالْمَعَاصِي حَمَى اللَّهِ، مَنْ يَزْتَعِ حَوْلَ الْحِمَى يُوشِكُ أَنْ يُوَاقِعَهُ". (صَحِيحُ الْبُخَارِيِّ: ٢٠٥١).²

アンヌウマーン・ビン・バッシュャール (ra) は伝えている。預言者ムハンマド (saws) は言われた：「合法と違法の両方が明白であり、それらの間に、疑わしい事があるときは、罪を犯さないように、疑わしいことを放棄する人は、明らかに違法なものを避けることができます。そして、これらの疑わしい事を受け入れる人は明らかに罪を犯す可能性があります。罪はアッラーへの不服従であり、誰でも起こし得ることです。」(サヒーフ・アルブハーリー：2051)

預言者ムハンマド (saws) は次のように言われた：

عَنِ ابْنِ عَبَّاسٍ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُمَا قَالَ هَمَى رَسُولُ اللَّهِ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ عَنْ كُلِّ ذِي نَابٍ مِنَ السَّبَاعِ وَعَنْ كُلِّ ذِي مَخْلَبٍ مِنَ الطَّيْرِ. (صَحِيحُ مُسْلِمٍ: ٥١٠٣).³

イブン・アッバース (ra) は伝えている。アッラーのみ使い (saws) は牙を持つ野獣のすべて、そして鉤爪を持つ鳥のすべてを(食べることを)禁じた。(サヒーフ・ムスリム：5103)

上で説明した違法な野生動物の2つの主な性質は次のとおりです：

1. 牙を持ち、獲物を攻撃するためにそれらを使用する動物。
 2. 爪があり、それらを使用して獲物を狩り、攻撃する鳥。ただし鶏は除く。
- さらに、イブン・ウマル (ra) によると、使徒ムハンマド (saws) は次のように言われた：

عَنِ ابْنِ عُمَرَ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُمَا هَيَّ النَّبِيُّ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ عَنْ حُومِ الْحُمْرِ الْأَهْلِيَّةِ يَوْمَ حَيْبَرَ. (صَحِيحُ الْبُخَارِيِّ: ٥٥٢١).⁴

預言者 (saws) は、ハイバルの戦いの日にロバの肉を違法にした。(サヒーフ・アルブハーリー：5521)

アルジャラーラ (汚い食べ物を食べる動物または鳥の肉は食べることに、また、そのミルクを飲むこと) は禁止である：

預言者ムハンマド (saws) は言われました：

عَنِ ابْنِ عُمَرَ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُمَا قَالَ: هَيَّ رَسُولُ اللَّهِ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ عَنْ أَكْلِ الْجَلَالَةِ وَالْبَاهَا. (سُنُّنُ الرَّمَذِيِّ: ١٩٣٩). قَالَ الرَّمَذِيُّ: هَذَا حَدِيثٌ حَسَنٌ غَرِيبٌ.⁵

イブン・ウマル (ra) によると、アッラーのみ使い (saws) は「アルジャラーラ (汚い食べ物を食べる動物または鳥) の肉は食べることに、また、そのミルクを飲むことは禁止である。」と言われた。(スナン・アッ・ティルミズイー：1939) アッ・ティルミズイーは言いました：このハディースはハサン ガリーブです。

預言者ムハンマド (saws) は言われました：

عَنِ ابْنِ عَبَّاسٍ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُمَا أَنَّ النَّبِيَّ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ هَيَّ عَنِ الْمُجْتَمَةِ وَلَبَنِ الْجَلَالَةِ وَعَنِ الشُّرْبِ مِنْ فِي السَّقَاءِ. (سُنُّنُ الرَّمَذِيِّ: ١٩٤٠). هَذَا حَدِيثٌ حَسَنٌ صَحِيحٌ.⁽¹⁷⁾

イブン・アッバース (ra) によると、預言者様 (saws) は「アルムジャッサー」(動物または鳥を紐で縛ったまま、弓矢で殺すことと「アルジャラーラ (汚い食べ物を食べる動物または鳥) のミルクを飲むことを禁止された。また、それらに使った入れ物を使用することを禁止された。(スナン・アッ・ティルミズィー：1940) このハディースはハサン・サヒーフ (正しいと確証されたハディース) です。

عَنْ ابْنِ عُمَرَ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُمَا أَنَّهُ كَانَ يَحْبِسُ الدَّجَاجَةَ الْجَلَالَةَ ثَلَاثًا. (مُصَنَّفُ ابْنِ أَبِي شَيْبَةَ: ٢٥٠٩٨). سَنَدُهُ صَحِيحٌ. (18)

イブン・ウマル (ra) は言いました。アルジャラーラの鶏は食物として、と畜する前に、3日間、閉じ込めること。(ムサンニフ・イブン・アビー・シャイバ：25098)

イスラームの学者の間でアルジャラーラ (汚いものを食べる動物や鳥) に関しては異なる意見がありますが、狂牛病、他の伝染病などの病気から動物や鳥を救うにはハディースの教えが最も良い意見です。

日本では、一般的に動物、鳥、魚には多くの混合されたものが与えられています。例えば、一部の牛には脂質や旨味を増やすために残ったビールが与えられています。その為、動物や鳥に与えられた食べ物や飲み物を確認してから、それらをと畜し、ハラール・ザビーハとして認定する必要があります。イスラーム的に自然飼料で飼育されている動物や鳥は、ムスリムでない人々の消費とムスリムの消費に適合しているのです。

動物または鳥が一定期間、閉じこめられたままであり、汚いものや不潔なものを食べない場合、浄化され、その肉は食べても安全になります。その期間は、例えば以下の通りです。

- 鶏：三日間

- 山羊と羊：7日間
- 牛：一ヶ月
- ラクダ：40日間

酔うこと(もの)はイスラームでハラーム(禁止)です：

アッラー (swt) は聖クルアーンで仰った。：

"يَا أَيُّهَا الَّذِينَ آمَنُوا إِنَّمَا الْخَمْرُ وَالْمَيْسِرُ وَالْأَنْصَابُ وَالْأَزْلَامُ رَجَسٌ مِّنْ عَمَلِ الشَّيْطَانِ فَاجْتَنِبُوهُ لَعَلَّكُمْ تُفْلِحُونَ ﴿٩٠﴾ إِنَّمَا يُرِيدُ الشَّيْطَانُ أَنْ يُوقِعَ بَيْنَكُمُ الْعَدَاوَةَ وَالْبَغْضَاءَ فِي الْخَمْرِ وَالْمَيْسِرِ وَيَصُدَّكُمْ عَن ذِكْرِ اللَّهِ وَعَنِ الصَّلَاةِ ۖ فَهَلْ أَنْتُمْ مُنتَهُونَ ﴿٩١﴾". (سُورَةُ الْمَائِدَةِ: ٥، الْآيَاتَانِ: ٩٠-٩١).

「あなたがた信仰する者よ、誠に酒と賭矢、偶像と占い矢は、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。恐らくあなたがたは成功するであろう。悪魔の望むところは、酒と賭矢によってあなたがたの間に、敵意と憎悪を起こさせ、あなたがたがアッラーを念じ礼拝を捧げるのを妨げようとすることである。それでもあなたがたは慎まないのか。」(5 : 90-91)

預言者ムハンマド (saws) は言われました：

عَنِ ابْنِ عُمَرَ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُمَا قَالَ: سَمِعْتُ عُمَرَ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُ عَلَى مِنْبَرِ النَّبِيِّ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ يَقُولُ أَمَا بَعْدُ أَيُّهَا النَّاسُ إِنَّهُ نَزَلَ تَحْرِيمُ الْخَمْرِ وَهِيَ مِنْ حَمْسَةٍ، مِنَ الْعِنَبِ وَالتَّمْرِ وَالْعَسَلِ وَالْحِنْطَةِ وَالشَّعِيرِ، وَالْخَمْرُ مَا حَامَرَ الْعَقْلَ. (صَحِيحُ الْبُخَارِيِّ: ٤٦١٩).⁶

イブン・ウマル (ra) によると、預言者 (saws) が説教壇に立っておられる時、次のことを話された。「あなたがた信仰する者よ、アルコール飲料の禁止についての啓示が明らかにされた。アルコール飲料は、ブドウ、ナツメヤシ、蜂蜜、小麦、大麦の5つのものから抽出されます。そして、アルコール

飲料は、心を混乱させ、困惑させるものです。」（サヒーフ・アルブハーリー：4619）。

預言者ムハンマド (saws) は言われました：

عَنْ عَائِشَةَ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهَا عَنِ النَّبِيِّ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ قَالَ: "كُلُّ شَرَابٍ أَسْكَرَ فَهُوَ حَرَامٌ". (صَحِيحُ الْبُخَارِيِّ: ٢٤٢).⁷

アイーシャ (ra) によると、預言者ムハンマド (saws) は次のことを言われた。：「中毒を引き起こすすべての飲み物はハラーム（飲むことを禁じられています）」（サヒーフ・アルブハーリー：242）

預言者ムハンマド (saws) は言われました：

عَنْ جَابِرِ بْنِ عَبْدِ اللَّهِ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُمَا أَنَّ رَسُولَ اللَّهِ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ قَالَ: "مَا أَسْكَرَ كَثِيرُهُ فَقَلِيلُهُ حَرَامٌ". (سُنَنِ التِّرْمِذِيِّ: ١٩٨٥). قَالَ التِّرْمِذِيُّ: هَذَا حَدِيثٌ حَسَنٌ غَرِيبٌ.⁸

ナビール・ビン・アブドッラー (ra) によるとアッラーのみ使いが言われた：「それがたくさん酔っていても、少しであっても酔うものは違法です」。 (スナン・アッ・ティルミズイー：1985) アッ・ティルミズイーは言いました：このハディースはハサン ガリーブです。

イスラームにおけるハラームの例 (違法／禁止)：

聖クルアーンとハディースがハラームについて言及されている事は、以下になります。

1. と畜されてなく、死んだ合法的動物と鳥。
2. 血液および血液副産物 (合法的動物および鳥の肝臓と脾臓を除く)
3. 豚はハラーム (違法)、その肉または骨から作られたもの、たとえば、あらゆる部分から作られたスープ、ショートニング、バター、ラード、ハ

ム、燻製ハム、ベーコン、ソーセージ、ゼラチンなどです。または上記のいずれかを含む食用アイテム。

4. 合法的な動物をと畜する際にアッラーの名前が言及されていない（アッラー以外への犠牲としてと畜された、または偶像のためにと畜された）。
5. 首を絞め殺された合法的な動物または鳥。
6. 暴力や打撃によって殺された合法的な動物または鳥。
7. 倒れた落下によって死んだ合法的な動物または鳥。
8. 他の動物の角によって殺された合法的な動物または鳥。
9. 虐殺後、死ぬ前に、野生動物によって部分的に食べられた合法的な動物または鳥。
10. アン・ヌズブ（偽りの神や女神、偶像などへの崇拜）の為に葬られた合法的な動物または鳥。
11. 運や占いを求める弓矢を使うことは禁じられている。
12. 犬、猫、飼いならされたロバ、ゾウ、ラバやライオン、ヒョウ、クマなどの牙を持つすべての野生動物、および鷲や鷹などの狩猟に使用する鋭い爪を持つ猛禽類。
13. 鶏、牛、鹿、羊、山羊、ラクダは合法的な動物ですが、ザビーハ・イスミーヤ（イスラーム法に基づくと畜）をしなければなりません。これらの動物がザビーハ・イスミーヤされていない場合、ムスリムは肉を食べることができず、また、それらの部分を食べ物や飲み物に使用できません。
14. 合法的な動物や鳥が汚れた食べ物を食べている場合、上記の詳細に従って汚れたものが動物や鳥の肉に影響を及ぼさないことが確認されるまで、それらは食べることはできません。
15. ほとんどの肉食動物、猛禽類。
16. 上記のいずれかの製品で汚染された食品。
17. 中毒物、飲み物、錠剤、粉末、またはあらゆる形態の薬物はイスラームではハラームであり、少量でも禁止されています。ムスリムはそれを少し

でも食べ物や飲み物に用いてはいけません。それらを保管、提供、輸送を含む貿易や商売も、ハラームです。聖クルアーンはすべての毒物（アルコールだけでなく）をハラームであると指定していることに注意すべきです。中毒の定義は、中毒になることを意図して食べ、飲酒、または喫煙した物質、またはその目的を念頭に置いて作成または製造された物質です。これは基本的にアルコール飲料と麻薬を意味します。

アルコール飲料（ワイン、ビール、ウイスキー、または日本酒、他）で作られた食品はすべてハラーム（違法）です。なぜなら、食品自体はおそらく酔うことはないかもしれませんが、そのアルコール成分はその目的のために作られたからです。

代替品がない限り、汚れた道具を使用しない。この場合、道具を洗うこと：
預言者ムハンマド (saws) は言われました：

عَنْ أَبِي ثَعْلَبَةَ الْحُشَنِيِّ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُ قَالَ أَتَيْتُ النَّبِيَّ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ فَقُلْتُ يَا رَسُولَ اللَّهِ إِنَّا بِأَرْضِ أَهْلِ الْكِتَابِ، فَنَأْكُلُ فِي آيَاتِهِمْ، وَبِأَرْضِ صَيْدٍ، وَأَصِيدُ بِقَوْسِي، وَأَصِيدُ بِكَلْبِي الْمُعَلَّمِ، وَبِكَلْبِي الَّذِي لَيْسَ بِمُعَلَّمٍ. فَقَالَ النَّبِيُّ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ: "أَمَا مَا ذَكَرْتَ أَنَّكَ بِأَرْضِ أَهْلِ كِتَابٍ فَلَا تَأْكُلُوا فِي آيَاتِهِمْ، إِلَّا أَنْ لَا تَجِدُوا بُدًّا، فَإِنْ لَمْ تَجِدُوا بُدًّا فَاعْسِلُوهَا وَكُلُوا، وَأَمَا مَا ذَكَرْتَ أَنَّكُمْ بِأَرْضِ صَيْدٍ، فَمَا صِدْتُمْ بِقَوْسِكُمْ، فَادْكُرُوا اسْمَ اللَّهِ وَكُلُوا، وَمَا صِدْتُمْ بِكَلْبِكُمُ الْمُعَلَّمِ، فَادْكُرُوا اسْمَ اللَّهِ وَكُلُوا، وَمَا صِدْتُمْ بِكَلْبِكُمُ الَّذِي لَيْسَ بِمُعَلَّمٍ، فَادْكُرُوا ذِكَاةَهُ، فَكُلُوهُ." (صَحِيحُ الْبُخَارِيِّ: ٥٤٩٦).

⁹

アブー・サアラバ・アルホシャーニー (ra) によると、私は預言者 (saws) のところに行き、尋ねた。「アッラーの預言者様 (saws) ! 私たちは聖典の人々（キリスト教とユダヤ教）の土地に住んでいて、私たちは彼らの道具で食

事をします。そこには狩猟場があります。私は弓と訓練された猟犬と未訓練の猟犬で狩りをしています。」預言者 (saws) は言われた。「聖典の人々の土地に住んでいるということについては、他に方法がない限り、彼らの道具で食べるべきではありません。その場合、道具をよく洗ってから、それらで食べなさい。あなたが、彼らの狩猟地にいることについては、あなたが弓矢で何かを狩るときや食べるときにアッラーの御名を唱えなさい。訓練された猟犬で何かを狩るなら、猟犬を放つときや食べるときにアッラーの御名を唱えなさい。訓練を受けていない猟犬が狩りをして、獲物が活着しているならば、それをと畜すれば食べることができます。」(サヒーフ・アルブハーリー：5496)。

イスラームは動物や家禽に優しい：

預言者ムハンマド (saws) は、動物や家禽のと畜は非常に鋭利なナイフで行わなければならない。なぜなら、と畜される動物がそれほど痛みを感じないようにする必要があるのでと私たちに助言なさいました。彼は (saws) は動物の目の前でナイフを研ぐことを禁じました。さらに、別の動物の前で動物をと畜することも禁止されました。

預言者ムハンマド (saws) は言われました：

عَنْ شَدَّادِ بْنِ أَوْسٍ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُ قَالَ تِنْتَانِ حَفِظْتُهُمَا عَنْ رَسُولِ اللَّهِ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ قَالَ:
"إِنَّ اللَّهَ كَتَبَ الْإِحْسَانَ عَلَى كُلِّ شَيْءٍ، فَإِذَا قَتَلْتُمْ فَأَحْسِنُوا الْقِتْلَةَ، وَإِذَا ذَبَحْتُمْ فَأَحْسِنُوا الذَّبْحَ،
وَلْيُجِدْ أَحَدُكُمْ شَفْرَتَهُ فَلْيَبْرِخْ ذَبِيحَتَهُ". (صَحِيحُ مُسْلِمٍ: ٥١٦٧).¹⁰

シャッタード・ビン・アウス (ra) は言った。：私はアッラーのみ使い (saws) が言われたことで、私が覚えている2つの事柄があります。「本当にアッラーはすべてのものに慈愛をお与えになられる。あなた方が (イスラーム法に従って) 殺するときは、良い方法で行いなさい。また、あなた方が (合法的な動物や

家禽)をと畜するときも、良い方法でなければならない。たとえば、誰もが彼らのナイフを研ぎ、と畜された動物を快適に（それほど痛むことなく）死なせるべきです。」(サヒーフ・ムスリム：5167)。

預言者ムハンマド (saws) は言われました：

عَنْ عَبْدِ اللَّهِ بْنِ عَبَّاسٍ رَضِيَ اللَّهُ عَنْهُمَا أَنَّ رَجُلًا أَضْجَعَ شَاةً يُرِيدُ أَنْ يَذْبَحَهَا وَهُوَ يُحْدُ شَفْرَتَهُ، فَقَالَ النَّبِيُّ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَآلِهِ وَسَلَّمَ: "أَتُرِيدُ أَنْ تُمَيِّتَهَا مَوْتَاتٍ، هَلَّا حَدَدْتَ شَفْرَتَكَ قَبْلَ أَنْ تُضْجِعَهَا". (الْمُسْتَدْرَكُ عَلَى الصَّحِيحَيْنِ: ٧٦٣٧). هَذَا حَدِيثٌ صَحِيحٌ عَلَى شَرْطِ الْبُخَارِيِّ وَمُجْرَاهُ.¹¹

アブドッラー・ビン・アッバースによると、ある男がと畜する羊を寝かせ、彼の刃を（その前で）研ぎました。そして、預言者 (saws) が言われました。あなたはこれを何度も殺したいのですか。ほんとうに、それを寝かせる前に刃を研がなければいけない。」(アル・ムスタドラク・アラー・アッサヒヘイン：7637) このハディースはサヒーです。

イスラーム学者たちは満場一致でと畜の礼法に同意しました：

と畜されるものの姉妹の前でと畜しないでください。(参照：法学百科事典10/221)。

預言者ムハンマド (saws) は、縛られた、または、閉じ込められた動物や家禽への射撃を禁止した。また、彼は (saws) は、それらが生きている間、動物や家禽の体のどの部分も切ることを禁じました：

預言者ムハンマド (saws) は言われた：

عَنْ ابْنِ عُمَرَ لَعَنَ النَّبِيُّ صَلَّى اللَّهُ عَلَيْهِ وَسَلَّمَ مَنْ مَثَلَ بِالْحَيَوَانِ. (صَحِيحُ الْبُخَارِيِّ: ٥٥١٥).¹²

イブン・ウマル (ra) によると、預言者 (saws) は、まだ、動物が生きている

間に手足や他の体の一部を切り取る（アラビア語でマッサラ）人を呪った。（サヒーフ・アルブハーリー：5515）。

合法的動物等の確認・と畜方法：

通常、ムスリムは牛、羊、山羊、鹿、鶏などの肉を食べることが許されていますが、次の条件で、ザビーハ・イスラミーヤ（イスラーム法に基づくと畜）がおこなわれた場合です。

1. 合法的動物に与えられた食物と飲み物の成分を知する必要があります。
2. 合法的な生きた動物の輸送には、生きた豚を輸送したものを使用してはいけません。
3. 製品を配送するための輸送も分離する必要があります。しかし、何らかの理由で不可能である場合、トラック、コンテナ、飛行機や船の内部では、嚴重に梱包したハラールの品と非ハラールの品は、可能な限り、混合を避けなければなりません。
4. 動物はあらゆる病気が無く、日本政府の規則および規制に従って検査されたものでなくてはなりません。
5. 合法的な動物は、豚のと畜に使用されていないと畜場でのみ、と畜ができます。
6. と畜場は、合法的な動物にのみ使用する必要があります。

もし、合法的な動物が同じ食肉処理場でハラール以外の方法でと畜されている場合は、混合を避ける必要があります。

別のナイフ、道具、プラスチック製の器具でなければなりません。もし同じナイフ、機械、道具を使用しなければならない場合には、ハラールと畜のために使用する前に、作業場を漂白剤、石鹼、お湯で非常に注意深く洗う必要があります。

7. 冷凍室はハラール肉と非ハラール肉は別々にする必要があります。もし冷凍室を別々にすることが不可能な場合は、ハラールとハラームの肉や食材

の間にコンタミネーションが生じない（混じることがない）ように仕切りを設けなければなりません。しかし、豚肉とその部分はハラールの製品と同じ冷凍室の中に置くことはできません。

8. 1人または2人のムスリムの監督者が、ザビーハ・イスラミーヤ（イスラーム法に基づくと畜）を行う食肉処理場で働き、ハラールのすべてのプロセスをチェックします。

サビーハ・イスラミーヤ（イスラーム法に基づくと畜）：

1. アル・ジブハ：（と畜）：喉、気管、食道、頸静脈を切断することで、通常は羊、山羊、牛、家禽に使用されます。
2. アル・ナハル：（と畜）：喉を突き刺してから胸の上部まで切断します。通常ラクダに使用されます。
3. アル・アカル：狩猟が許可されている野生動物、もしくは、野生になっている飼いならされた動物を狩り、と畜すること。

ザビーハ・イスラミーヤの手順（イスラーム法に基づくと畜）：

ザビーハ・イスラミーヤの手順は次のとおりです。

1. と畜時に動物をキブラに向けておくのはスンナ（預言者ムハンマド（saw）の行った方法）です。
2. 合法的な動物はムスリムによってと畜されなければならない。
と畜は、任務を委任され、イスラーム法（シャリーア）に基づくと畜のルールを知っているムスリムの監督下で行われなければならない。
3. 動物の頭を叩いたり、それに類似した方法（スタンガン、スタンハンマー、二酸化炭素など）を使用したりすることはできません。しかし、いくつかの国ではスタンガンの使用を許しています。その場合、スタンガンを使用することで牛の意識を失わせ、と畜を容易に行うことが可能にする時、牛は生きた状態でなければなりません。そのこと（を判断するため）

の兆候は、動物がと畜されるときに、動くことです。と畜前に死亡した場合、致命的に打たれた（アラビア語でマウクーズ）と見なされ、拒否されます。家禽の場合、電気のスタンニングは許されていません。

4. 動物のと畜は、上記のイスラーム法（シャリーア）の1つの方法で実行されます。
5. と畜を行う人は、「ビスミッラーヒ、ワ、アッラーフアクバル（アッラーの御名において、アッラーは最も偉大です）」と言わなければなりません。アラビア語でこれをすべて言うことができない場合は、少なくとも「ビスミッラー（アッラーの御名において）」と言わなければなりません。
6. 動物の痛みが少なくなるように、喉を非常に鋭いナイフで切り裂き、4つの血管が切断されてすべての血液が流出することを確認します。
7. 動物の出血が止まるまで、動物の首が切断されたり、壊れたり、その他の同様の処置が行われないようにと畜します。
8. 動物の洗浄と解体のプロセスは、動物が完全に死亡した後に行います。
9. 日本では、すべての牛に認証番号が割り当てられます。したがって、間違いや混乱を避けるために、牛の数と体重に応じて証明書が発行されます。
10. 鶏をと畜した後、ハラールと非ハラールの鶏を同じ熱湯に浸して処理しないでください。また、汚物が出てくる前に熱湯から取り出してください。

ハラール認証の手順：

1. 上記のように、ハラール認証を取得するために提出される製品のリストには、下記ハラーム成分が含まれてはなりません。豚、犬、猫、野生動物や鳥などの非ハラール動物の肉、ソース、骨、スープ、油、皮、脂肪、髪、およびアルコールなどを含むものであってはなりません。また、牛、羊、山羊、鹿、鶏でもザビーハ・イスラミーヤ（イスラーム法に基づくと畜）の方法でと畜されていない場合、それらの動物の成分も認められ

ません。

2. 工場は、製品に使用されているすべての成分のリストを検査レポートとともに提供する必要があります。
3. ハラール製品の準備に使用する機械、工具、部品は、ハラール製品に触れずに、ハラール製品にのみ使用してください。何らかの理由で不可能である場合、機械と工具は、83°C以上の熱湯で3～7回、漂白剤を使用して非常に注意深く洗浄し、石鹼で洗浄し、ハラールの物が残っていないことを十分に確認する必要があります。
4. 担当者が工場を訪問し、ハラール製品の製造に使用されている製品の手順、製品の成分、機械、工具を非常に注意深く確認します。
5. ハラール証明書はアイテム毎に発行されます。
6. ハラールとして認定された後でも、不規則にチェックする場合があります。
7. 工場／会社が製品の成分を変更する場合、工場はハラール認証機関に通知する必要があります、手順を再度確認します。
8. ハラール証明書を発行するために、工場と輸出業者は、名前、住所、電話、ファックス、電子メール、および連絡先の名前を詳細に提供する必要があります。
9. 工場／会社は、割り当てられた期間、成分または手順を変更しないことを認証および保証するための契約に署名する必要があります。工場／会社が、これに対し違反した場合、証明書は即座にキャンセルされ、ハラール証明書を再度取得することが禁止されます。

ハラール商品の輸送：

イスラームでは、ハラールとハラームは非常に明確に定義されています。ハディースで述べられているように、ハラームに分類されませんが、避けるべき疑わしいことがあれば避けることが必要です。

その為、ハラール製品の輸送に関しても、イスラーム法を遵守しなければなりません。この点に関する詳細は次のとおりです。

1. 最良の方法は、ハラール製品の品物を分けて輸送することです。
2. もし、ハラール製品の注文がコンテナやトラックの大きさに対して小数、少量であるため個別に輸送できない場合は、慎重に梱包と密封をし、場所を分ける必要があります。その為、コンテナやトラックの内部を仕切り、ハラーム製品とハラール製品が混ざり合わないようになければなりません。
3. コンテナやトラック内を仕切ることができない場合、荷送人はハラーム製品と混ざらないように、ハラール製品をプラスチック製の袋に入れ、安全な状態で箱に梱包します。注意深く扱わなければなりません。

例えば、日本やその他の非イスラーム諸国のイスラーム教徒たちが、少数、少量のハラール製品（ハラール肉、パン、スパイスなど）を注文すると、ハラール店はプラスチック製の袋に入れ、安全な状態で、箱に梱包し、宅急便などの郵送で発送しています。イスラーム法に基づき、何の問題もないので、イスラーム教徒たちはこれらの輸送方法を受け入れています。

レストラン：

日本とその他の非イスラーム国には、次の3種類のレストランがあります。

1. あらゆる種類の食品と飲み物がハラールである。
この場合、レストランのオーナーは、すべての食品と飲み物がハラールであることを確認します。
2. すべての種類の食品はハラールですが、一部の飲み物はハラールではない。
この場合、レストランのオーナーは食品、料理がハラールであることを確認します。もし同じ冷蔵庫、冷凍庫を使用する場合には、ハラールの食材と非ハラールの食材をしっかりと場所を分けて保管しなければならない。

3. ハラル料理もしくはハラルの食品を用いた料理も提供しているが、すべての食品や料理、飲み物がハラルであるとは限らない。この場合、レストランのオーナーは、ハラル料理またはハラル料理の材料としての肉類、食用油、スパイス、その他、そして、あらゆる種類の酒（ワイン、みりん、酒、etc.）ナイフ、調理鍋とフライパン、サービング用の皿とスプーン、グラス、電子レンジ、冷蔵庫、冷凍庫などが非ハラル製品に汚染されていないか注意しなければなりません。もし同じ冷蔵庫、冷凍庫を使用する場合には、ハラルの食材と非ハラルの食材をしっかりと場所を分けて保管しなければならない。

聖クルアーンとハディースは禁止されているため、イスラーム教徒は豚や豚由来の成分に対して、細心の注意を払っています。そのため、同じレストランで使用しないことをお勧めします。

それが不可能な場合は、食品が豚や豚由来の成分に触れたり、近づけたりしないように特に注意してください。

私たちのスローガン：

ハラルはイスラームにおいて、非常に重要な問題です。

ハラル認証機関はハラルのためのイスラームのルールに完全に従わなければなりません。これらのプロセスに追従することは決して、むずかしいことではありません。ただし、誠実さと協力が必要です。

アッラー（swt）は聖クルアーンで仰った：

"قُلْ إِنَّ صَلَاتِي وَنُسُكِي وَمَحْيَايَ وَمَمَاتِي لِلَّهِ رَبِّ الْعَالَمِينَ ﴿١٦٢﴾ لَا شَرِيكَ لَهُ ۗ وَبِذَلِكَ أُمِرْتُ وَأَنَا أَوَّلُ الْمُسْلِمِينَ ﴿١٦٣﴾". (سُورَةُ الْأَنْعَامِ: ٦، الْأَيْتَانِ: ١٦٢-١٦٣).

「(祈って) 言ってやるがいい。「わたしの礼拝と奉仕，わたしの生と死は、

万有の主、アッラーのためである。かれに同位者はありません。このように命じられたわたしは、ムスリムの先き駆けである。」(6:162-163)

最後に、野村政修学部長、大形里美教授、そして皆様がこの機会を下されたことに感謝いたします。また、ご清聴ありがとうございました。

アッラー (swt) が正しい道に導いて下さることを祈ります。

【注】

- 1 صحیح البخاری: ۲- کتاب الإيمان، ۲- باب دُعَاؤُكُمْ إِيمَانُكُمْ، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۸
- 2 صحیح البخاری: ۳۴- کتاب البیوع، ۲- باب الْحَالِ بَيْنَ الْحَرَامِ بَيْنَ وَبَيْنَهُمَا مَسْتَبَاهَاتٌ، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۲۰۵۱
- 3 صحیح مسلم: ۳۵- کتاب الصَّيْدِ وَالذَّبَائِح، ۳- باب تَحْرِيمِ أَكْلِ كُلِّ ذِي نَابٍ مِنَ السَّبَاعِ وَكُلِّ ذِي مَخْلَبٍ مِنَ الطَّيْرِ، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۵۱۰۳
- 4 صحیح البخاری: ۷۲- کتاب الذَّبَائِح، ۲۸- باب لُحُومِ الْحُمْرِ الْإِنْسِيَّةِ، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۵۵۲۱
- 5 سنن الترمذی: ۲۱- کتاب الأَطْعَمَةِ، ۲۴- باب مَا جَاءَ فِي أَكْلِ لُحُومِ الْجَلَالَةِ وَالْبَانِجَا، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۱۹۳۹، قَالَ التِّرْمِذِيُّ: هَذَا حَدِيثٌ حَسَنٌ غَرِيبٌ.
- 6 صحیح البخاری: ۶۵- کتاب التَّفْسِيرِ، ۵- سُورَةُ الْمَائِدَةِ: ۱۰- باب قَوْلِهِ: "إِنَّمَا الْحُمْرُ وَالْمَيْسُورُ وَالْأَنْصَابُ وَالْأَزْلَامُ رَجَسٌ مِنْ عَمَلِ الشَّيْطَانِ"، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۴۶۱۹
- 7 صحیح البخاری: ۴- کتاب الوُضُوءِ، ۷۱- باب لَا يَجُوزُ الْوُضُوءُ بِالتَّبِيدِ وَلَا الْمُسْكِرِ، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۲۴۲
- 8 سنن الترمذی: ۲۲- کتاب الأَشْرَبَةِ، ۳- باب مَا جَاءَ مَا أَسْكَرَ كَثِيرَةً فَقَلِيلَةً حَرَامٌ، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۱۹۸۵، قَالَ التِّرْمِذِيُّ: هَذَا حَدِيثٌ حَسَنٌ غَرِيبٌ.
- 9 صحیح البخاری: ۷۲- کتاب الذَّبَائِح، ۱۴- باب آيَةِ الْمَجْجُوسِ وَالْمَيْتَةِ، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۵۴۹۶
- 10 صحیح مسلم: ۳۵- کتاب الصَّيْدِ وَالذَّبَائِح، ۱۱- باب الْأَمْرِ بِإِحْسَانِ الذَّبِيحِ وَالْقَتْلِ وَتَحْدِيدِ الشُّفْرَةِ، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۵۱۶۷
- 11 الْمُسْتَدْرَكُ عَلَى الصَّحِيحَيْنِ: الْجُرُءُ الرَّابِعُ: ۳۸- كِتَابُ الْأَصْحَابِ، ۳۱۴۲- لِيَتَجَدَّ الشُّفْرَةَ قَبْلَ إِضْحَاقِ الْأُضْحِيَّةِ، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۷۶۳۷، هَذَا حَدِيثٌ صَحِيحٌ عَلَى سَرَطِ الْبُخَارِيِّ وَمُتَّفَرِّجَاهُ.
- 12 صحیح البخاری: ۷۲- كِتَابُ الذَّبَائِح، ۲۵- باب مَا يُكْرَهُ مِنَ الْمَثَلَةِ وَالْمَصْبُورَةِ وَالْمَجْتَمَةِ، رَقْمُ الْحَدِيثِ: ۵۵۱۵

【参考文献】

聖クルアーン

ハディース集

フィクフ アカデミー、世界ムスリム連盟 (ラービタ・アルア-ラーム・アルイスラー-ミ)、マッカ・アルムカッラマ、サウジアラビア、他の多くの研究論文
この分野での個人的な経験。

